

令和3年度第2回戸田市都市景観審議会の回答状況一覧

項目別	参考意見/質疑	内容	市対応
賛同	参考意見	点検対象物を明確化することで、より意識をもって屋外広告物の点検に取り組めるのではないかとと思います。	-
	参考意見	有資格者による点検対象物について、高さ4m以下のものであっても、許可申請が必要な屋外広告物は、有資格者による点検が必要であるため、今回の改正が緩和を意味するわけではなく、屋外広告物の実態に即した適正な運用であると考えます。	-
	参考意見	有資格者について、今回の改正により、有資格者の範囲を拡大することで実効性が高まると考えます。	-
	参考意見	点検時期について、今回の改正により、許可更新申請に合わせて時期を明確に示したことで、定期的な安全点検実施が担保できると考えます。	-
周知	参考意見	許可が不要な屋外広告物であっても、定期的な自己点検などを行い、設置者によって美観の維持や安全管理を行っていただくよう周知をお願いします。	許可が不要な屋外広告物における定期的な安全点検の必要性について、市広報誌やHP、窓口等を通じて、周知を行ってまいります。
	参考意見	改正周知については具体的なことがありませんでしたが、宅地建物取引業者や賃貸住宅管理業者等へにもお願いいたします。	宅地建物取引業者や賃貸住宅管理業者等が所属されており、埼玉県宅建業協会南彩支部をはじめ、様々な関係機関へ周知を行いたいと考えております。
	参考意見	屋外広告物所有者が事故防止意識を持ちやすいように、落下事故等が起きた際(過去の事例でも)には、事故の様子や原因をわかりやすく周知して頂けると良いと思います。	関係団体発行の「看板の安全管理ガイドブック」等を活用しておりますが、事故防止の意識向上のため、改めて分かりやすい周知となるよう努めまいります。
	質疑	点検の結果や市内の屋外広告物の現状について、定期的に市民に対して情報を提示していますか。より良い街並み景観の形成を図るためにも、情報提示による意識付けや啓蒙の取り組みが望まれます。	今回の改正内容にとどまらず、屋外広告物に関して市で実施している業務(違反広告物の簡易除却等)や景観に配慮した広告物の事例等について、周知に努めてまいります。
制度	参考意見	資料2の5.点検時期等の「点検期間」についての県条例と市条例に比較の中で、県が「3年を超えない期間ごとに」に対し、市では「定期的」とあいまいな上に「すべての屋外広告物を点検することは現実的ではなく」という見解の表現が少し気になります。県民コメント制度による県民のご意見の内容でも県民の指摘(No.2)があるように「実際には点検が行われないのではないか」という懸念が出てくるような気がします。	屋外広告物は構造や種類が様々であることから、一律「3年毎」ではなく、所有者等が「定期的」に点検を行い管理していくことが望ましいと考えております。また、定期的な点検が行われるように、所有者等への適切な管理及び安全点検の重要性を周知してまいりたいと考えております。
	参考意見	県の条例改正に伴う見直しのみならず、今後は戸田市独自の定期的見直しにも取り組んでいただきたい。	屋外広告物の適正な管理ができるように適宜、制度の見直しを検討してまいります。
資料	参考意見	資料1の参考イメージ図は、上段と下段の表記の意味が分からないため、軽微な追記事項を希望します。	分かりやすくなるように、以下を見出しとして追記します。 上段: 掲出時の許可有無 下段: 有資格者による点検の有無
	質疑	ページ記載のない資料があります(資料2, 8, 9等)。手書きでも結構ですので、コピー前にページ番号を記入しておいていただけると、指摘時により明確になるかと思えます。	今後の参考とさせていただきます。
屋外広告物ガイドライン	参考意見	ガイドラインには、1階店舗等の事例ばかりですが、戸田、北戸田駅前の商業、近隣商業地区では2階までが店舗及び事務所等の規制があるのでそれをふまえたガイドラインをお願いいたします。	今回は、条例及び同施行規則の改正に関する部分の改定となります。ご意見につきましては、ガイドライン見直し等の際に検討させていただきたいと思えます。
報告	参考意見	報告については書類のみならず、電磁的報告も検討願います。	市民等へは、HPにて情報公開しておりますが、委員の皆様へは、書類にて報告しております。今後は、メール等も活用し報告してまいります。